

在沖米海兵隊所属米海軍兵による女性殺害事件に対する意見書

平成31年4月13日、北谷町桑江のアパートの一室において、住人の日本人女性と在沖米海兵隊所属の米海軍兵が死亡し、住人女性の子供が親族に連絡するという事件が発生した。

この事件は、米海軍兵が日本人女性を殺害後、自殺したとみられている。

うるま市では、平成28年、元海兵隊員で当時嘉手納基地に勤める米軍属による本市在住の女性殺害・死体遺棄事件があり、市民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと激しい怒りの声が広がった。

うるま市議会は、これまでも米軍人・軍属等による事件・事故等が発生するたびに綱紀粛正、再発防止等を徹底するよう米軍を初め関係機関に強く申し入れてきたところである。それにもかかわらず、在沖米軍人が関係する事件によって県民の尊い命が失われたことは極めて遺憾であり、基地あるがゆえの事件・事故が繰り返されることに怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回の事件に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

記

1. 日米両政府は、県民に対して改めて謝罪し、遺族に完全な補償を行うこと。
2. 日米両政府は、米軍人軍属等による事件・事故の根絶及び再発防止のための抜本的な対策を講ずること。
3. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年5月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長